

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、残留熱除去系弁(3台)のシリンダーおよび、サイドフランジ等に錆が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
2	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、低圧炉心スプレイ系弁の駆動部に油漏れ(にじみ程度)が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
3	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、換気空調補機冷却系弁のグランド等に錆が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
4	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、主蒸気系逃がし安全弁駆動用ケーブルのフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	GⅢ	
5	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、残留熱除去系電動弁(7台)の開度計アクリル製窓に変形が認められたため、当該開度計を修理。	GⅢ	
6	2号機	建屋内環境改善冷房装置の点検において、機械室の外板に塩害による腐食(穴あき)が認められたため、当該設備を点検。	GⅢ	
7	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、低圧炉心スプレイ系弁のサイドフランジに錆が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
8	2号機	建屋内環境改善冷房装置の点検において、冷凍機および冷水ポンプの圧力計(5箇所)が作動しないことが認められたため、当該圧力計を点検。	GⅢ	
9	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、低圧炉心スプレイ系電動弁の開度計アクリル製窓に変形が認められたため、当該開度計を修理。	GⅢ	
10	2号機	建屋内環境改善冷房装置の点検において、空冷コンデンサーファン電動機負荷側軸受けカバーに腐食が認められたため、当該機器を点検。	GⅢ	
11	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、高圧炉心スプレイ系電動弁の開度計アクリル製窓に変形が認められたため、当該開度計を修理。	GⅢ	
12	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、主蒸気系電動弁の開度計アクリル製窓に変形が認められたため、当該開度計を修理。	GⅢ	
13	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、原子炉隔離時冷却系電動弁の開度計アクリル製窓に変形が認められたため、当該開度計を修理。	GⅢ	
14	3号機	建屋内冷房装置冷却水冷凍機(A)の制御盤液晶パネルについて、不表示が認められたため、当該液晶パネルを交換。	GⅢ	
15	3・4号廃棄物処理建屋	固化系スミヤ装置停止中にスミヤヘッドサーボ異常警報が認められたため、当該設備を点検。	GⅢ	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3・4号廃棄物 処理建屋	震災の津波で建屋に浸水した海水の処理水を水中ポンプにて専用廃液槽に移送後、水中ポンプを収納した仮置バケツより壕内へ漏水(サイフォン現象で専用廃液槽よりバケツに逆流)が認められたため、当該設備を清掃。(漏水は汚染なし)	GⅢ	
17	その他	モニタリングポスト屋外放射線監視盤伝送2重化工事において、モニタリングポストNo.5出力信号ケーブルの誤配線による不具合(信号ケーブルの取外、復旧作業で機器異常警報の発生)が認められたため、対応検討中。	GⅡ	